

令和元年度 第2回板倉区地域協議会 次第

日 時：令和元年5月21日(火)

午後6時から

場 所：板倉コミュニティプラザ

201・202会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 協 議

(1) 地域活動支援事業のヒアリングについて

- ・令和元年度板倉区地域活動支援事業採択方針等について
- ・地域活動支援事業ヒアリング事業一覧（割振表）
- ・令和元年度板倉区地域活動支援事業採点表

資料1

資料2

資料3

(2) その他

5 そ の 他

6 閉 会

- ・次回 5月30日(木) 午後6時～ 第3回板倉区地域協議会
板倉コミュニティプラザ 201・202会議室

令和元年度板倉区地域活動支援事業採択方針等

1. 板倉区の採択方針

《優先して採択すべき事業》

板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性をいかし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。

①板倉区の魅力を発信する事業

キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業

- (例)・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業
- ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業

②板倉区の歴史・文化を伝承する事業

板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業

- (例)・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業
- ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業

③板倉区の新たな価値を創り出す事業

板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業

- (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業
- ・区内にある貴重な資源（自然・物）をいかし、体験やイベントを行う事業
- ・観光振興のため研究会を開催する事業

④地域や世代をつなぐ事業

複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業

- (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業
- ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業

⑤地域課題を解消する事業

地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業

- (例)・高齢者に買い物の楽しみを提供し、高齢者が社会から孤立することを防ぎ、いきいきとした生活を送るために買い物ツアーを行う事業

《その他の事業》

優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。

《補助対象としない事業》

- ・防犯灯のLED整備事業
- ・申請団体のみの交流促進に留まる事業

《補助対象としない経費》

- ・イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。
- ・ユニフォームなど、特定の個人が継続して使用する備品類。

2. 審査項目

項目	内容	審査の方法
ア 採択方針	提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。	該当項目に○印
イ 共通審査基準	提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点に採点する。(全28 地域自治区(全市) で共通)	5 点満点で採点

《イ 共通審査基準》

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 	5 点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 地域の実情や住民要望に対応したものか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。 	5 点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5 点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 	5 点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。 	5 点
合計		25 点

《配点の目安》

5 点…優れている、4 点…やや優れている、3 点…普通、2 点…やや劣っている、1 点…劣っている

※「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点が行わない。

《その他考慮すべき事項》

- ①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。
- ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。
- ③備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。
（※）備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。
- ④工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。

3. 審査に関する事項

（1）補助率

- ・補助対象経費に対し、10/10以内とする。

（2）補助金額の上限及び下限

- ・補助金額の下限は5万円以上、上限は100万円とする。
- ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。

（3）ヒアリング・プレゼンテーション

- ・提案者（団体）へヒアリングを行う。

（4）事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い

- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。

4. 審査方法

（1）事務局による事業説明

- ・提案事業一覧及び提案書
- ・現地確認

(2) 提案者へのヒアリング

- ・提案者へ質問・回答

(3) 採点票の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。
- ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。
- ・共通審査基準については、各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。
- ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。
- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、提案事業の審査はできない。

(4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成

- ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の算出等を行う。
- ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。

(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議

①板倉区の採択方針との整合の審査

- ・委員の過半数が「優先して採択すべき事業」と判断した事業は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・委員の過半数が「その他の事業」と判断した事業は「その他の事業」とする。
- ・委員の過半数が「採択すべきでない事業」と判断した事業は「採択すべきでない事業」とする。
- ・「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・「優先して採択すべき事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・「その他の事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「その他の事業」とする。
- ・どの項目も過半数に達しなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他の事業」とする。

②共通審査項目の最低基準の設定

- ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。

(6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

- ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するが、採択額は補助金希望額とならない場合がある。
- ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。
- ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。

(7) 事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

- ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。
- ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理由等の取りまとめを行う。

5. スケジュール

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 事前相談の受付： | 3月1日～ |
| ② 地域活動支援事業報告会の開催（採択基準の説明含む）： | 3月14日 |
| ③ 募集要項等の配布開始： | 3月29日～ |
| ④ 提案の募集期間： | 4月1日～5月7日 |
| ⑤ 地域協議会での審査： | 5月10日～30日 |

提案事業一覧表・提案書の写しの配付	5月10日
現地確認及び提案者へのヒアリング	5月21日
採点票の提出	5月27日
採択すべき事業等の審査	5月30日

- | | |
|--|-------|
| ⑥ 採択すべき事業の決定・公表： | 6月上旬～ |
| ⑦ 補助金の交付決定・事業の実施： | 6月中旬～ |
| ⑧ 追加募集の実施 | |
| 1次募集事業の審査終了後、配分額に5万円以上の残額がある場合は1回のみ追加募集を行う。 | |
| ⑨ その他 | |
| 必要に応じ、地域活動支援事業の検証のため、採択年度以降に地域協議会委員による事業実施団体の活動状況調査を行う場合がある。 | |

令和元年度 地域活動支援事業ヒアリング事業一覧（割振表）

説明 順番	事業の名称	団体等の名称	代表者	説明開始時間
1	県道上越飯山線改良促進に向けた光ヶ原高原の活用支援事業	光ヶ原夏まつり実行委員会	三浦 栄一	午後6時20分
2	みよしの里美化事業	みどりやすらぎグループ	清水 正	午後6時29分
3	地域の一体感形成事業	板倉まちづくり振興会	藤澤 雄一	午後6時38分
4	箕冠城址公園観光・美化事業	山部地区連絡協議会	市村 典夫	午後6時47分
5	地域に残る伝説の紙芝居作成と情報保存事業	寺野玉手箱グループ	手塚 哲夫	午後6時56分
6	塚之宮八幡宮保全・周知事業	針塚之宮八幡宮奉賛会	増村 照義	午後7時05分
7	～恋する高原～星空パー ティー板倉区光ヶ原高原に ぎわい創出事業	板倉区光ヶ原高原にぎ わい創出実行委員会	増村 剛	午後7時14分
8	栗沢桜の里づくり事業	栗沢桜の里をつくる会	中嶋 隆一	午後7時23分
9	板倉文化掘り起し講演会開 催と歴史文化散策マップ作 成事業	いたくら文化研究会	岸田 國昭	午後7時32分

令和元年度 地域活動支援事業提案受付一覧（担当課所見）

当日配布資料

受付番号	事業の名称	団体等の名称	板倉区採択方針	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要	過去の提案状況(下線は同一事業)	長期計画に基づく事業	担当課所見				
				事業費	補助希望額				担当課	依頼日	回答日	所見	特記事項
1	県道上越飯山線改良促進に向けた光ヶ原高原の活用支援事業	光ヶ原夏まつり実行委員会	①、③	655	654	近年、光ヶ原高原の集客が減少傾向にある中、県道改良促進の一端を担うため夏まつりを実施し、日本海を望む雄大なパノラマや上越市自然環境保全地域に指定されている「みずばしょうの森」「わさび田の森」などの自然環境をPRするとともに、光ヶ原の賑わいを創出する。	H29、H30	H29、H30、R1～	板倉区総合事務所産業グループ	5月10日	5月17日	課題あり	グリーンパル光原荘及び光ヶ原高原センター使用に際しては、行政財産目的外使用の申請を行うこと。 光ヶ原高原センター内では火気を使用しないこと。
2	みよしの里美化事業	みどりやすらぎグループ	①、②、③、④	711	710	観光地として確立することを目指し、爰しんの里やすらぎ荘周辺に芝桜を植栽する。地域の中学生にも植栽作業に参加してもらうことで、子供たちの自然・植物・景観に対する関心を深めるとともに、地域住民と子供たちの交流を図る。	H27、H28、H29、H30		板倉区総合事務所産業グループ	5月10日	5月17日	課題あり	やすらぎ荘周辺整備用地の使用に際しては、行政財産目的外使用の申請を行うとともに、整備箇所を適切に管理すること。
3	地域の一体感形成事業	板倉まちづくり振興会	①、④	961	960	地域内外の各種イベントで着用する絆天を新調し、板倉まちづくり振興会が着用するだけでなく、町内会等区内の団体に貸し出しを行うことで、板倉区を区内外に広く周知する。	H22、H29、H30	H30、R1	なし				
4	箕冠城址公園観光・美化事業	山部地区連絡協議会	①、②、③、④	107	106	箕冠城址公園周辺環境の美化活動を行い、訪問客とリピート客の増加を図る。地域への愛着を深めるため、地域の小学生と地域住民が共同で公園内に山ツツジを植栽する。	H24、H25、H26、H27、H28、H29、H30	H29、H30、R1	文化行政課	5月10日	5月17日	課題なし	
									板倉区総合事務所産業グループ	5月10日	5月17日	課題あり	箕冠城址公園の使用に際しては、行政財産目的外使用の申請を行うとともに、整備箇所を適切に管理すること。
5	地域に残る伝説の紙芝居作成と情報保存事業	寺野玉手箱グループ	①、②、④	305	304	地域に伝わる昔話等を子供たちに伝承していくことを目的に、地域住民が世代を超えて協力し、地域の昔話や伝説、郷土の偉人についての紙芝居を作成する。完成した紙芝居をイベントで披露し、板倉区の歴史、文化を広めていく。	H24、H26、H30		共生まちづくり課	5月10日	5月14日	課題なし	上越地域の歴史には差別を受けていた人々の歴史もあることから、作成する紙芝居の内容には特段の配慮が必要である。
6	塚之宮八幡宮保全・周知事業	針塚之宮八幡宮奉賛会	②、④	160	160	上越市文化財である塚之宮八幡宮の案内板の修理や周辺環境の保全活動を行い、地域のイベント等で塚之宮八幡宮について広く周知する。	新規		文化行政課	5月10日	5月17日	課題なし	看板は市が撤去します(撤去費用は不要)。看板の文面に修正が必要なため、事前に当課と協議願います。穴埋めについては、「塚之宮八幡宮本殿」および「塚之宮古墳」が市指定文化財であるため、方法について当課と別途協議願います。
									板倉区総合事務所教育・文化グループ	5月10日	5月17日	課題なし	
7	～恋する高原～星空パーティー板倉区光ヶ原高原にぎわい創出事業	板倉区光ヶ原高原にぎわい創出実行委員会	①、④	550	500	市外からの誘客及び板倉区内の世代間交流を促すことを目的とし、住民参加型で実施する婚活事業を実施する。板倉区の自然や歴史、観光スポットの魅力を婚活参加者にPRするだけでなく、板倉区の特産品である蕎麦を使った婚活イベントを実施し、板倉区の特徴を活かした観光振興を行う。	H29、H30	H29、H30、R1	板倉区総合事務所産業グループ	5月10日	5月17日	課題あり	グリーンパル光原荘及び光ヶ原高原センター使用に際しては、行政財産目的外使用の申請を行うこと。 光ヶ原高原センター内では火気を使用しないこと。
8	栗沢桜の里づくり事業	栗沢桜の里をつくる会	③、④	283	282	栗沢地内のくびき野パノラマ街道に臨む地に、桜を中心とした癒しの里を造り、地域住民相互はもとより、来訪者と交流する場にする。	H29、H30		農業委員会事務局	5月10日	5月15日	課題なし	
									板倉区総合事務所建設グループ	5月10日	5月15日	課題あり	① 地すべり防止区域内における行為が、制限行為に該当する場合は、届け出が必要となる。 ② 看板を設置する場合に、道路(国、県、市)敷地内であれば道路占用の申請が必要となる。
9	板倉文化掘り起し講演会開催と歴史文化散策マップ作成事業	いたくら文化研究会	①、②	210	200	板倉区の史跡や偉人について講師を招き講演会を開催することや、板倉区の歴史文化めぐりマップを制作し、板倉区の歴史文化について地元住民をはじめ、市内外の方々に再認識してもらう。	新規		文化振興課	5月10日	5月17日	課題なし	
									文化行政課	5月10日	5月17日	課題なし	マップについては、確認のため事前に当課に見せていただきますよう、願います。また、完成後は参考資料とするため当課へ1部寄贈(難しい場合は貸与)をお願いします。
									板倉区総合事務所教育・文化グループ	5月10日	5月17日	課題なし	
				3,942	3,876								

板倉区配分額 6,400 千円
希望額と配分額の差額 2,524 千円